

# 福祉部門と労働部門の連携による就労支援の強化

地方自治体(福祉部門)と国(労働部門)との連携を強化することにより、生活困窮者、生活保護受給者に対する就労支援を総合的・一体的に実施する。

## 【生保型常設窓口(ハローワーク)の拡充】

- **自治体の要望に応じて生保型常設窓口(ハローワーク)の更なる増設を実施**する。(平成30年度増設予定)  
※ 常設窓口設置箇所数204カ所(平成29年度) → 209カ所(平成30年度)

## 【就労後の定着支援の取組強化】

- ハローワークへ誘導し就職した生活困窮者に対して、**自治体とハローワークが相互に役割分担しつつ定着支援を行うことにより、就労後においても継続した支援を実施する。(継続)**
- **東京圏・大阪圏・福岡圏において、生活困窮者等を雇い入れた事業所を訪問し、職場定着のための環境整備や職務遂行等に関する支援を実施するほか、職場適応に不安を抱える生活困窮者等に対して、電話・メールにて相談を受け付ける体制を整備する。**  
(平成30年4月開始予定)

## 【高齢者の就労支援にかかる連携強化】

- **就労準備支援事業の年齢要件を撤廃**することにより、65歳以上の生活困窮者も積極的に事業に参加を促す。  
(平成30年見直し予定)
- 生活困窮者自立支援制度を利用している者であって、一定程度の就労意欲を有している高齢者については、ハローワークに誘導する等**高齢者の就労支援の強化を図る。**(平成30年4月拡充予定)
- シルバー人材センターの就業情報を活用して**自治体とハローワークが連携してシルバー就業への誘導を図る。**  
(平成30年4月開始予定)

## 生活保護受給者等に対するワンストップ型支援体制の整備状況 ハローワーク拡充

自治体への常設窓口の設置及びハローワークからの巡回相談の実施により、平成29年6月1日現在で全福祉事務所1,247カ所の約8割をカバーしており、ワンストップ型支援体制の強化により、支援対象者の的確な把握、支援の早期開始を実現。

### 1. 常設窓口 195カ所

(平成29年6月末現在)



※平成29年度末までに**204カ所**まで増設予定

### 2. 巡回相談 857カ所

(平成29年6月1日現在)



## ワンストップ型支援体制のメリット

- 支援対象者の誘導がスムーズ(予約以外も随時対応可)
- 生活面と雇用面で連続性のある支援が可能
- 求職活動状況等の情報共有が可能
- 就労意欲を損なわない早期支援が可能
- 支援方針や対応状況等に関するケース会議が容易

# 生活保護受給者等の雇用管理支援モデル事業の概要(案) 定着支援(新規)

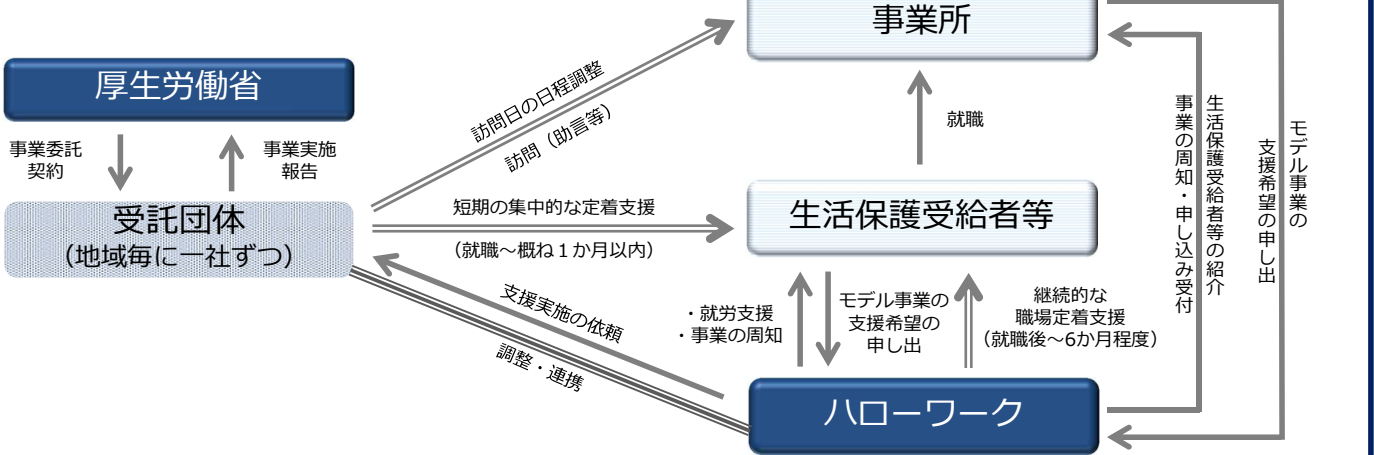
生活保護受給者等の職場定着を促進するため、生活保護受給者等を新たに雇い入れた事業所を訪問し、職場定着のための環境整備や職務遂行等に関する支援を実施するほか、職場適応に不安を抱える生活保護受給者等に対して、電話・メールにて相談を受け付ける体制を整備する。

## 事業概要

### 【実施地域】

生活保護受給者等が多い3地域：関東・近畿・九州

### 【事業の流れ】



地域	電話相談(目安)	地域	支援対象者数	事業所訪問 延べ人数(目安)
1 関東	4,000件	1 関東	70人	350人
2 近畿	2,500件	2 近畿	30人	150人
3 九州	2,000件	3 九州	30人	150人

# 高齢困窮者等の就業支援に向けての連携強化(仮称) 高齢者(新規)

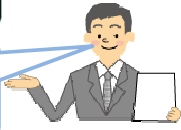
## 事業目的

- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いているが、高齢者世帯は増加傾向にある。
- 高齢者の生活困窮に陥った背景は様々であり、本人の要因によるものや、家族の介護等外的要因によるものなど様々である。
- 外的要因に起因する高齢困窮者等の中には、時間や働き方に制限を持っている者もあり、そのような高齢困窮者等に対して、臨時的、短期的、軽易な仕事を扱っているシルバー人材センター(以下「シルバー」という。)の活用も生活困窮者等からの脱却に向けた一つの選択肢になり得る。
- よって、**福祉事務所等にハローワークの相談窓口等が設置されている拠点とシルバーとが連携を図り高齢困窮者等への就業支援を実施する。**

## 事業スキーム

### 各市町村シルバー

シルバーでの就業を希望する方はいらっしゃいますか？



連携支援員を常設窓口が市町村に設置されているシルバーに配置

### 事業内容

ハローワークとシルバーが連携して高齢困窮者等に就業支援を実施。具体的には、

- ① シルバーの未充足求人について、ハローワークの常設窓口等に情報提供を行うことにより、一体的に就業支援を実施(仕事ありきでシルバーを活用するよう誘導)
- ② シルバーでの就業後における、高齢困窮者等への生活及び就業相談等を実施。

連携して就業支援を実施



家族の介護があり、フルタイムでは働けないけど、柔軟な時間帯や短時間で働きたい。

高齢困窮者等

### 高齢困窮者の背景

・高齢困窮者等になった背景は、本人に理由が起因するケースもあれば、両親等の介護や、子どもの面倒等外的要因により困窮するケースなど様々である。よって、様々な就業ニーズにあわせた支援が必要である。

### 福祉事務所等に設置されているハローワークの常設窓口等と連携



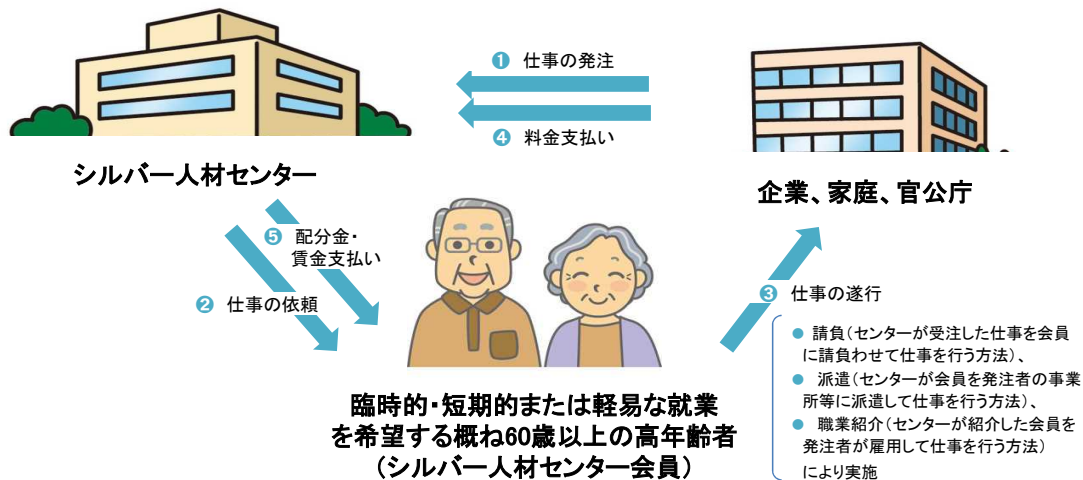
市町村

福祉事務所等にハローワークの常設窓口等設置拠点



生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体への常設窓口の設置及びハローワークの巡回相談の実施による福祉事務所等におけるワンストップ型の相談と連携した支援を実施する。

臨時的・短期的または軽易な就業(\*)を希望する高齢者に、シルバー人材センターが就業機会を提供



高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定  
 企業等の人手不足の解消、現役世代の下支え  
 地域の経済・社会の維持・発展 など

## ○ シルバー人材センターが扱う仕事

清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り、福祉・家事援助サービス、観光案内、介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣 など

## ○ 平成28年実績

団体数1,291団体、会員数72万人(男性48万人・女性24万人)、契約件数350万件、契約金額3,137億円  
 就業延人員数7,054万人日(請負6,609万人日、派遣445万人日)、就業実人員数64万人、月平均就業日数9.2日、月平均収入3.5万円、平均年齢72.4歳

\* おおむね月10日程度以内、または、1週間当たりの就業時間が20時間を超えない就業

(高齢者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、民業圧迫や他の労働者の就業機会に著しい影響を与えるおそれがない場合であって、都道府県知事が指定した場合に、派遣、職業紹介の就業時間の上限を週40時間とする特例措置あり。平成28年4月より施行)

## 無料職業紹介・地方版ハローワークを巡る最近の状況① ～ 職業安定法の改正 ～

- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による職業安定法の改正により「地方版ハローワーク」の制度が創設された(平成28年8月20日施行)。
- これにより、地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制が緩和され、**地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。**

※ 「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

※ 無料職業紹介事業を民間の職業紹介事業者に委託する場合は、その委託した部分については、委託先の職業紹介事業者が引き続き職業安定法上の各種の規制・監督の対象となる。

## 1. 廃止される届出等

地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際に課されていた各種規制等を廃止。

○事業開始時の届出義務の廃止

(※通知のみで可能となる)

○その他各種規制・国の監督の廃止

①国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査

②国による事業停止命令

③国による改善命令

④職業紹介責任者の選任(※職業紹介責任者講習会の受講の必要はなくなるが、積極的に活用を検討して頂きたい)

⑤帳簿の備え付け

⑥事業報告書の提出

※ 名義貸しの禁止、労働条件等の明示、性別等による差別的取扱の禁止等の規制は引き続き課される。

## 2. 地方公共団体が無料職業紹介を実施することによる効果

### ① 就労体験からのスムーズな一般就労移行

→ 就労体験先の事業所で一般就労へ移行できる場合に、地方公共団体が就労体験から職業紹介まで一貫した支援が可能。

### ② 認定就労訓練事業(雇成型)へのあっせん

### ③ 地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介

→ 地方公共団体の産業部門等が把握している地域の事業所ニーズ・生活困窮者の状態等を踏まえた求人内容の調整や職業紹介が可能となる。

## 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

### 1. 趣旨

生活保護受給者等の多くは、傷病、精神疾患や家庭の事情等様々な阻害要因を複合的に抱えており、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、雇入れ事業主の雇入れ時の経費負担軽減を行うことにより、これらの者の就職を促進する。

### 2. 内容

#### (1) 対象事業主

生活保護受給者等(地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者)を、公共職業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

#### (2) 助成対象期間

1年

#### (3) 支給金額

短時間労働者以外の者 : 30万円(25万円)<sup>※1</sup> × 2<sup>※2</sup>

短時間労働者 : 20万円(15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

# トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

## ■ 概要

職業経験の不足などから、就職が困難な求職者の正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

## ■ 助成内容等

対象労働者	支給額
就労経験のない職業に就くことを希望する者	月額4万円
就労支援にあたり、特別の配慮を有する者 (生活保護受給者、日雇い労働者、ホームレス等)	
母子家庭の母等(父子家庭の父含む) 若者認定企業の事業主が若年者(35歳未満)を雇用	月額5万円

※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期の併用が可能。

# 平成28年度新規補助事業の取組状況(就労訓練推進事業)①

## ○就労訓練アドバイザーの配置(都道府県)

### 奈良県の取組例

- 平成30年度より就労準備支援事業を広域で実施する予定であり、それに先駆け平成29年度は就労訓練事業所の開拓・支援を充実することを目的として実施している。
- 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会・テンプスタッフキャリアコンサルティング(株)、特定委託業務共同事業体に委託して、常勤職員1名(自立相談支援事業の相談支援員経験者)を配置している。
- 具体的な取組内容は、企業への制度の周知・啓発、認定就労訓練事業所の開拓と申請手続きの支援、自立相談支援機関のニーズ把握と地域資源の把握等を実施。
- 工夫している点として、開拓先の事業所を3段階の層に分け(実践、開発、啓発)、ターゲット別にアプローチの方法を変えている。また、事業所のニーズを把握し、事業所側のメリットを伝える(育成型人材確保、在職者の離職防止等)、支援機関による継続的な支援があることを伝える、などの取組も実施している。他に、良質な受入事例をまとめて発信することや、事業所向けの実践的な学習機会を設けるなどの取組もしていく。

### 沖縄県の取組例

- 就労訓練事業所の開拓促進及び認定就労訓練事業の利用促進を図ることを目的として、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会への委託により実施し、ジョブコーチの資格を有する常勤1名を配置している。
- 平成29年5月時点で、那覇市(中核市)を除く県所管地域で22件の認定。具体的な取組内容は以下の通り。
  - ・個別訪問を中心とした新たな事業所の開拓
  - ・個人の特性を見極めて、個人に合う事業所とのマッチング
  - ・県HPでの広報をはじめとする周知を通して、認定申請を検討する事業所からの問合せに対する相談対応等
- 事業所で継続的に受け入れてもらえるよう、利用者の就労意欲や強み等について説明を行う等のフォローを行っている。
- 市町村には利用促進を図ることを目的として、市町村担当者向けにチラシの配布や困窮制度の担当者会議での案内等を通じて、認定就労訓練事業の制度周知を図っている。

# 平成28年度新規補助事業の取組状況(就労訓練推進事業)②

## ○就労訓練事業所育成員の配置

### 宮城県仙台市の取組例

- 自立相談支援事業や就労準備支援事業を受託している一般社団法人パーソナルサポートセンターが受託し、28年度より事業開始。この取組によって、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓とを一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用へとスムーズにつなげることが可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は2名(非常勤)配置。1名は主に企業開拓を担い、もう1名は認定就労訓練事業所と利用者とのマッチングの役割を担うことを想定している。育成員については、建設会社等の企業経営の経験があり、かつ、ハローワークの窓口や震災の見守り支援の経験者が担っている。これにより、企業と対象者の両方の視点を持った支援が可能となる。
- 育成員の実務としては、現時点では利用者が増えていないため、開拓業務がメインとなっており、認定申請のための書類作成支援も行っている。認定件数は28年度で6件増加した。

### 大阪府大阪市の取組例

- 認定就労訓練事業所の拡大と事業の利用促進を目的として、就労支援のノウハウを有している有限責任事業組合大阪職業教育協働機構(A'ワーク創造館)に委託し、29年度より事業開始。事業者向けの広報や事業所訪問等により、事業所開拓を行っている。
- 就労訓練事業所育成員は5名(非常勤)配置。主な資格については、キャリアコンサルタントや職業紹介責任者、地域就労支援コーディネーターなどである。
- 事業所開拓以外にも、認定就労訓練事業所と利用者とのマッチング(自立相談支援機関の後方支援)や、就労支援プログラムの作成支援(認定就労訓練事業所の後方支援)等を実施している。

# 平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)

## 神奈川県相模原市の取組例

【委託先】パーソルテンプスタッフ株式会社

【事業実施の背景】

- 自然の中で作業を行うことで心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上に繋がるとともに、農業分野における人材確保にも寄与することを目的として事業実施することとした。

【事業内容】

- 就農訓練事業担当者を1名配置。
- 市内の農地所有適格法人と提携し、事業実施。
  - ・短期研修(2ヶ月間、週1～5日): 収穫作業等の体験を通じて、心身の回復や就労意欲喚起等を図る。(H28実績12名)
  - ・長期研修(半年間、週3～5日): 就農も視野に入れ、農作業全般に従事し、より専門的な技術の習得を図る。(H28実績5名)
  - ・就農訓練事業の利用後、さらに就農訓練への従事を希望する場合は、認定就労訓練事業の利用に移行する。

## 三重県伊勢市の取組例

【委託先】NPO法人 いせコンビニネット(地域若者サポートステーション、就労継続支援B型等も実施)

【事業実施の背景】

- 地域若者サポートステーションを受託している団体が就労準備支援事業を受託し、最初から最後まで体験することで、働く喜びを感じることができる体験を検討する中で、団体が元々行っていた農業体験を行うこととした。

【事業内容】

- トイレがあること、公共交通機関の利用が可能な場所を条件として土地を探し、農地を地主から借用した。
- 対象者と職員がともに、土作りから始めてキュウリや香味野菜など様々な野菜を植え、収穫を行う。
- 生活困窮者のみでなく、サポステ、B型作業所通所者も対象として就農訓練事業を実施している。(事業費は利用者数に応じて按分。(H29利用実績: 就労準備2人、サポステ4人、B型若干名))。
- 周辺農家等、地域からの理解や協力を得ることに特に留意して実施している。

# 平成29年度新規補助事業の取組状況(福祉専門職との連携支援事業)

## ○介護福祉士の配置

### 福井県坂井市の取組例

【委託先】社会福祉法人かすみが丘学園(事業所名: 就労支援ネットかすみ(就労移行、就労継続支援B型等))

【配置されている主な福祉専門職】介護福祉士2名

【経緯】

- 坂井市は有効求人倍率が比較的高い地域のため、就労意欲が高い人は比較的容易に仕事が見つかるものの、就労を困難とする阻害要因を抱えているケースでは、手帳はなくても何らかの「障害」をもっている方が多い。  
そのため、障害者福祉所管課と協議のうえ、障害者支援に強い法人のノウハウを活用することとした。

【事業内容】

- 「坂井市就労支援ネットワーク事業」として社会福祉法人かすみが丘学園に委託を行い、日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援だけでなく、協力事業所の開拓や、福井障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携も含めた、地域における就労支援のネットワークづくりを担っている。
- 就労準備支援担当者は、市内の企業や事業所を訪問し、利用者の実習等の受入先の開拓を実施するほか、必要に応じて福祉専門職と連携し、障害福祉や医療サービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

## ○社会福祉士の配置

### 大阪府豊中市の取組例

【委託先】社会福祉法人豊中きらら福祉会(事業所名: ワークセンターとよなか(就労継続支援B型事業所))

【配置されている主な福祉専門職】社会福祉士1名

【事業内容】

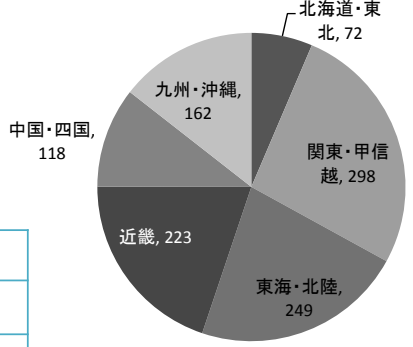
- 事業所では、事務補助や内職作業、施設外就労で利用する段ボール工場での作業などで、集団を通しての対人関係の築き方を学んだり、自己肯定感を高め、社会生活自立に向けての支援を実施。
- 就労準備担当者や事業所の介護福祉士等が連携し、障害の疑いのある支援対象者の場合は、障害受容を促して障害手帳の取得により福祉制度につなげたり、医療的なケアが必要かを見極めていくなど必要なサービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

# 認定就労訓練事業所の認定状況(平成29年9月30日時点)

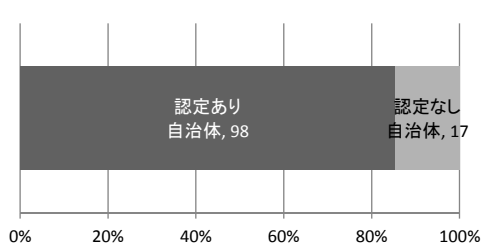
## (1) 全体状況

認定件数	1,122件
利用定員合計	2,992名

## (2) ブロック別の状況



## (3) 認定主体別の状況



※認定あり98自治体の内訳：  
都道府県44、指定都市19、中核市35

## (4) 法人種別の状況

n=1,122

社会福祉法人(高齢者関係)	361
社会福祉法人(障害者関係)	150
社会福祉法人(保護施設)	44
社会福祉法人(児童関係)	13
社会福祉法人(その他)	62
NPO法人	165
株式会社	190
生協等協同組合	45
社団法人(公益及び一般)	18
財団法人(公益及び一般)	4
医療法人	5
その他	65

## (5) 予定している主な訓練内容 (n=1,122、複数回答)

食品製造・加工	64
その他製造	57
クリーニング・リネンサプライ	151
農林漁業関連(加工も含む)	75
印刷関係作業	36

福祉サービスの補助作業	554
事務・情報処理	178
清掃・警備	666
建設作業	35
その他	258

## ○都道府県別の認定状況

(平成29年9月30日時点)

北海道	28	滋賀県	11
青森県	16	京都府	2
岩手県	2	大阪府	164
宮城県	15	兵庫県	10
秋田県	6	奈良県	19
山形県	1	和歌山県	17
福島県	4	鳥取県	8
茨城県	1	島根県	23
栃木県	3	岡山県	25
群馬県	2	広島県	31
埼玉県	51	山口県	9
千葉県	52	徳島県	6
東京都	77	香川県	10
神奈川県	69	愛媛県	0
新潟県	2	高知県	6
富山県	3	福岡県	71
石川県	2	佐賀県	17
福井県	25	長崎県	3
山梨県	1	熊本県	0
長野県	40	大分県	3
岐阜県	1	宮崎県	26
静岡県	26	鹿児島県	11
愛知県	173	沖縄県	31
三重県	19	合計	1,122

## ※認定主体(115自治体)別の状況

(都道府県)

北海道	6	滋賀県	10
青森県	15	京都府	1
岩手県	1	大阪府	79
宮城県	6	兵庫県	4
秋田県	3	奈良県	14
山形県	1	和歌山県	17
福島県	2	鳥取県	8
茨城県	1	島根県	23
栃木県	2	岡山県	14
群馬県	1	広島県	6
埼玉県	40	山口県	9
千葉県	29	徳島県	6
東京都	73	香川県	2
神奈川県	5	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	3
富山県	3	福岡県	47
石川県	2	佐賀県	17
福井県	25	長崎県	0
山梨県	1	熊本県	0
長野県	33	大分県	3
岐阜県	1	宮崎県	1
静岡県	4	鹿児島県	10
愛知県	10	沖縄県	25
三重県	19	47都道府県計	583

(政令指定都市)

札幌市	18
仙台市	9
さいたま市	6
千葉市	13
横浜市	43
川崎市	3
相模原市	18
新潟市	1
静岡市	2
浜松市	20
名古屋市	159
京都市	1
大阪市	37
堺市	17
神戸市	3
岡山市	2
広島市	11
北九州市	1
福岡市	1
熊本市	0
20指定都市計	365

(中核市)

函館市	1	豊中市	13
旭川市	3	高槻市	1
青森市	1	枚方市	1
八戸市	0	東大阪市	16
盛岡市	1	姫路市	0
秋田市	3	尼崎市	2
郡山市	2	西宮市	1
いわき市	0	奈良市	5
宇都宮市	1	和歌山市	0
前橋市	1	倉敷市	9
高崎市	0	呉市	3
川越市	4	福山市	11
越谷市	1	下関市	0
船橋市	4	高松市	8
柏市	6	松山市	0
八王子市	4	高知市	3
横須賀市	0	久留米市	22
富山市	0	長崎市	2
金沢市	0	佐世保市	1
長野市	7	大分市	0
岐阜市	0	宮崎市	25
豊橋市	0	鹿児島市	1
岡崎市	2	那覇市	6
豊田市	2	48中核市計	174
大津市	1		



# 平成30年度に向けた取組のポイント等について ①

## 1. 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

- 生活困窮者自立支援制度が「新たな縦割り制度の一つ」にならないよう、包括的な支援を実現していくことが肝要。
- 「制度の目指す目標」である、①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくりを実現していけるよう、取組をお願いしたい。

## 2. 自立相談事業の適切な人員配置等の促進

- 支援実績の高い自治体の自立相談支援事業の支援員の配置をみると、おおむね、全自治体平均と比較して配置数が多くなっている現状があり、支援員が十分に配置されていることによって、アウトリーチや関係機関との連携強化、制度の周知など相談の掘り起こしにつながると考えられる。
- 自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点から、人員配置が手厚く実績も高い自治体に対する基本基準額の一定の嵩上げを行うので、積極的な取組をお願いしたい。
- 人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体により積極的な取組を行うことができるよう、相談員の配置数や支援実績について、全国や都道府県の中での「現状の位置」を把握し、課題を「見える化」できるツールの全ての福祉事務所設置自治体への提供を検討しているので、改善に向けて活用されたい。
- 各都道府県におかれては、管内市町村のデータの提供を検討しており、当該データを活用した管内市町村の支援の提供体制の充実を図られたい。

# 平成30年度に向けた取組のポイント等について ②

## 3. 任意事業の利用の促進

- 任意事業については、実施自治体数が着実に増加する一方で、各自治体の取組や支援提供体制により利用実績の差が見られる。
- 任意事業の利用促進に向け、事業実績の高い自治体については予算の範囲内で所要額の加算を行う措置を導入しつつ、事業実績が低調な自治体については所要額の減算を行う措置を導入するので、効果的・効率的な実施方法を検討していただきたい。

## 4. 家計相談支援事業及び就労準備支援事業の実施の促進

- 家計相談支援事業及び就労準備支援事業による支援が、全国どの地域でも提供されるように事業実施を推進する。
- これまでも両支援事業実施のポイントや取組事例の情報提供を行ってきたが、継続して情報提供を行うとともに、以下の取組を通じて、事業実施体制の整備を進めていくので留意されたい。
  - 両事業の実施率向上を目的とし都道府県が作成した「簡易な年度計画(仮称)」に基づくヒアリングの実施
  - 都道府県による管内の事業実施未実施自治体に対するヒアリング・実施に当たっての助言・指導
  - 実施率が低調な都道府県に対して国によるヒアリング・実施に当たっての助言・指導
  - 国による助言・指導によってもなお実施率が低調な都道府県に対して、「事業実施計画(仮称)」の策定を求め、実施に向けた進捗管理

# 熊本県における任意事業の広域的实施について

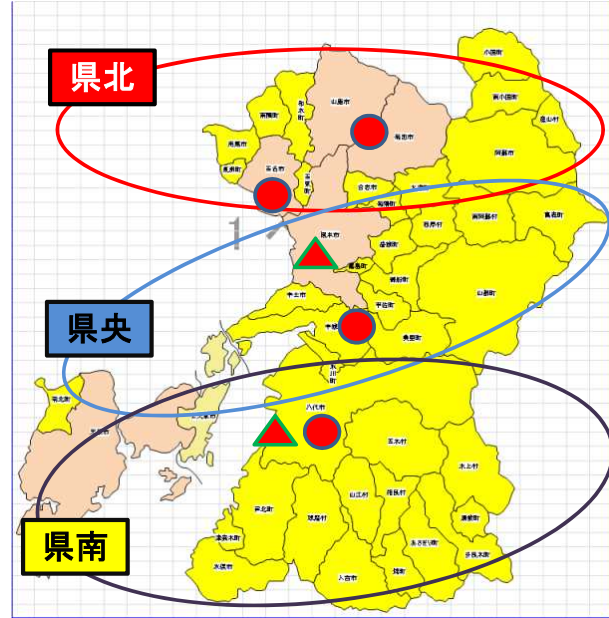
- 熊本県では、困窮者の多様な課題に対応するため、任意事業(就労準備支援・家計相談支援等)について、各市と任意事業の共同実施を行っている。
- 具体的には、県による各市に対する共同事業への参加の意向調査を行った上で、参加意向の市も含め県が一括して委託。

## ■ 就労準備支援事業

- 実施自治体数/全自治体数 : 15/15
- 県との共同実施(委託先: 社会福祉法人与学校法人の共同事業体)は9自治体(その他の自治体は個々に委託して実施)
- 拠点を4カ所(県北2カ所、県央1カ所、県南1カ所)(●)を設け、各拠点に支援員を配置。
- 支援員が相談を行うとともに、各地域における就労体験先の開拓・誘導を実施。

## ■ 家計相談支援事業

- 実施自治体数/全自治体数 : 15/15
- 県との共同実施(委託先: グリーンコープ)は9自治体(その他の自治体は個々に委託して実施)
- 拠点を2カ所(県央1カ所、県南1カ所)(▲)を設け、各拠点に支援員を配置。
- その支援員が各自治体の要請に応じて曜日を決めて各自治体に出向き巡回相談を実施。



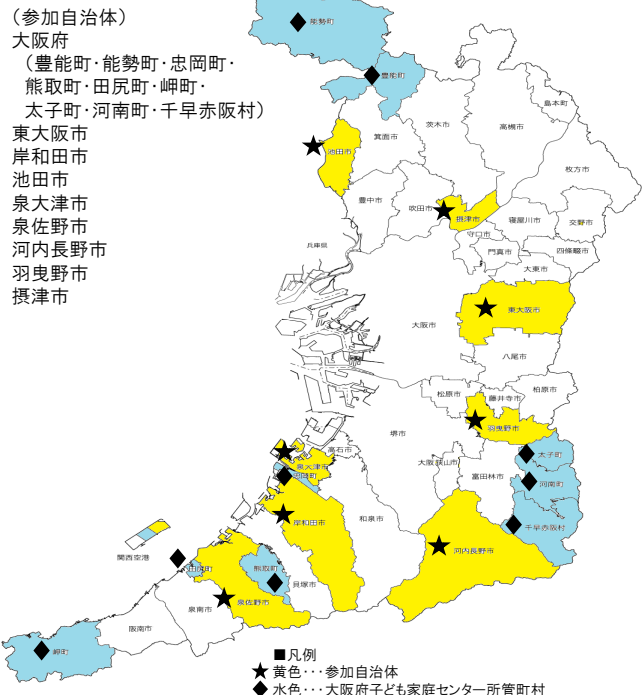
# 大阪府における生活困窮者等広域就労支援事業について

- 大阪府は、自立相談支援事業における就労支援や就労準備支援事業について、府が中心となって管内自治体に働きかけ、同一の民間事業者にも共同して委託することで実施している。

## 実施内容

項目	内容
参加自治体	9自治体(大阪府を含む)
実施方法	委託
支援内容	①自立相談支援事業 ・就労先となる事業所の開拓、アセスメントや支援プラン作成への助言、支援調整会議への参加等。 ②就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 ・「職場見学」や「就労体験」の受け入れ事業所の開拓。 ・社会自立に関する支援(うち職場見学先の手配など)。 ・就労自立に関する支援(うち就労体験先の手配や求職活動に必要な能力の形成など)。
実施期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
開拓予定地域	参加自治体管内及びその周辺自治体
費用負担	参加自治体で按分(基本負担額+稼働年齢層人口割負担額)

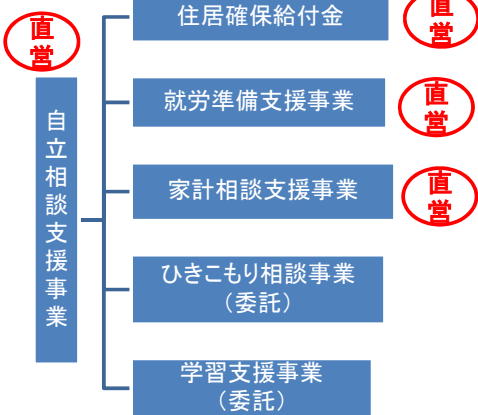
## ■ 参加自治体位置図



# 千葉県浦安市の生活困窮者自立支援制度の概要

- 浦安市では、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計相談支援事業を市直営で実施し、学習支援事業、ひきこもり相談支援事業はNPO法人に委託し実施。4名の職員が相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計相談を兼任し、ユーティリティープレイヤーとして機能。
- 市内他制度との連携がとりやすく、密接な関係にある生活保護ケースワーカーも必要に応じて同席面接を行う。相談者に対する支援全体を見渡しなが、支援を行うことができる。

## 浦安市の実施事業



## 一体的な取り組み

### 家計相談支援事業

- ・自立相談と家計相談における課題は重複していることが多く、同一の支援員が相談支援を行うことにメリットがある
- ・税滞納差し押さえ予告通知に窓口のチラシを同封し、家計相談事業を周知したところ、相談者が増加

### 自立相談支援事業

- ・弁護士会と連携し、月1回の巡回相談会を実施
- ・緊急的な対応としてフードバンクと連携した食料支援や、窓口で独自の食料やカセットコンロの貸し出しを行う

### 就労準備支援事業

- ・市役所や周辺施設の「手助けしてもらったらありがたいこと」を探し、返信封筒折作業、公用車洗車、花壇整備、貸出用車いすの点検整備などのメニューを創出し、グループワーク形式にて実施。
- ・作業体験時に作業報償費を支給(市単費事業)
- ・老人福祉センター、福祉施設での館内清掃、庭園手入れ、PC文書作成等の就労体験

### 学習支援事業

- ・「自習の場を提供する」というスタイルで公共施設の自習室を利用し週3回開催
- ・居場所づくりとして、BBQや合宿、高校・大学見学や企業見学などの実施

### ひきこもり事業

- ・おおむね16歳以上のひきこもり状態にある本人やその家族からの相談に応じる
- ・本人の希望にそった、適した居場所や通所先につなぐことを目的とする

# 豊島区の生活困窮者自立支援制度の概要

- 豊島区では「くらし・しごと相談センター」において、利用者に応じた一体的な支援を実施している。

## ワークステップとしま

(ハローワーク池袋の附属施設)

- ・自立相談窓口等から支援要請があった生活困窮者等に対し、求人情報の提供、公的職業訓練の受講あっせん、応募書類の添削、面接対策、職業相談・紹介等を実施

## 自立相談支援事業(相談支援・就労支援)

(社会福祉協議会・人材派遣会社)

- ・相談支援員が困りごとを整理したうえで、それぞれの方にあつた支援プランを作成
- ・他の関係機関などと連携し、課題解決に向けた支援を実施
- ・仕事さがしや、就労の支援を実施

相談内容に応じて、下記事業と組み合わせる支援

## 就労準備支援事業

(特定非営利活動法人)

- ・「離職期間が長期にわたる」などの理由で早期の就労が困難な方に対して、相談、セミナー、職業体験などを通じて自立に向けた支援を実施

## 家計相談支援事業

(社会福祉協議会)

- ・家計収支見直しや債務整理のアドバイス、貸付制度の紹介などを通して、くらしの再建に向けた支援を実施

## 住居確保給付金

(区等)

- ・離職により家賃の支払いにお困りの方に対し、就職に向けた活動を行うことを条件に、一定期間の家賃相当額(上限あり)を支給

## 子どもの支援事業

(社会福祉協議会)

- ・子どものいる世帯に対し、生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動の紹介などを実施

自立相談支援機関とハローワークによる  
同フロアによる一体的支援

【参考】経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)

- 生活困窮者自立支援制度の事業評価指標については、初年度の日安値として4項目を挙げ、経済・財政再生計画改革工程表においても同様の項目をKPIとして定めているところであるが、制度施行初年度であったことから、施行状況を踏まえて平成28年度に再検討を行ったところである。
- 平成29年度からのKPIに基づいて、各自治体において施行状況を的確に把握するための事業評価指標(目安値)を設定しており、来年度からは新たに「ステップアップ率」を追加している。引き続き、PDCAサイクルの実施による目安値の達成に向けてご協力をお願いする。

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》		2017年度		2018年度					
生活保護等	<<厚生労働省>> 通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会						自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】 自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】 自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】 継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】 (※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】 任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】	
	<<④生活困窮者自立支援制度の着実な推進>> 生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す			2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)					

## 平成30年度の目安値について

- 平成29年度より、「継続的支援対象者のステップアップ率」を追加する等、経済・財政再生計画改革工程表のKPI(平成30年度までに達成)を見直したところ。
- 現行のKPIの達成に向けた最終年度となる平成30年度においては、KPIに基づき、以下のとおり目安値を見直すこととする。

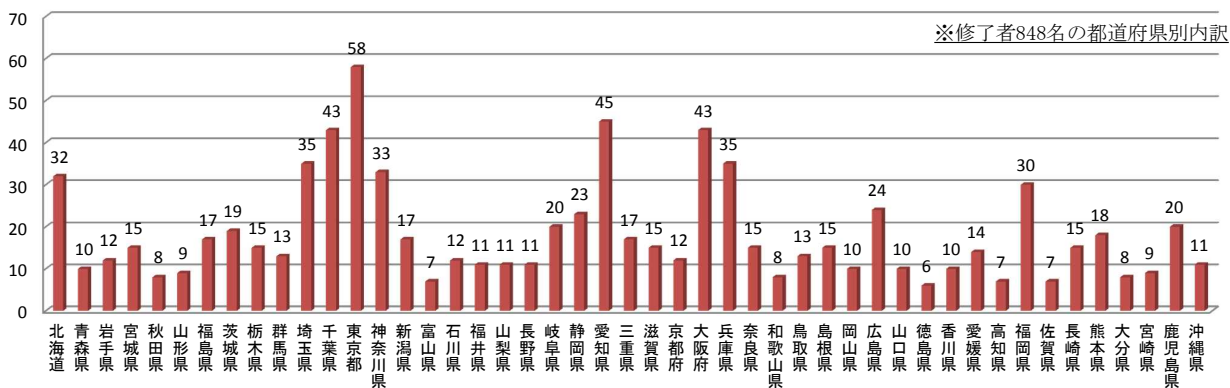
	平成29年度(現行) 目安値	平成30年度 目安値	KPI (平成30年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	24件	26件	年間40万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たりに 換算すると26件
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	12件 (新規相談件数の50%)	13件 (新規相談件数の50%)	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	7件 (プラン作成件数の60%)	8件 (プラン作成件数の60%)	プラン作成件数の60%
就労・増収率	70%	75%	75%
ステップアップ率	80%	90%	90%

# 平成29年度における生活困窮者自立支援制度人材養成研修の実施状況

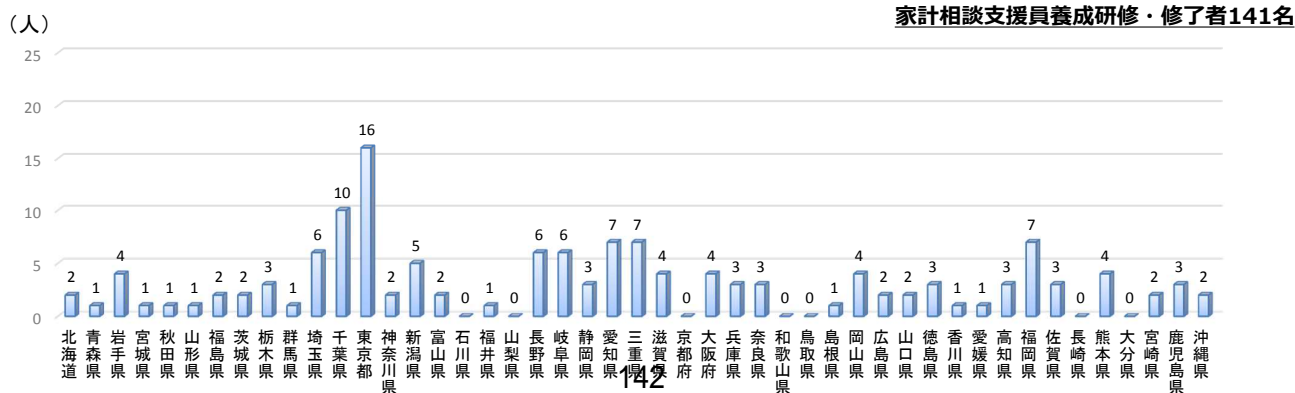
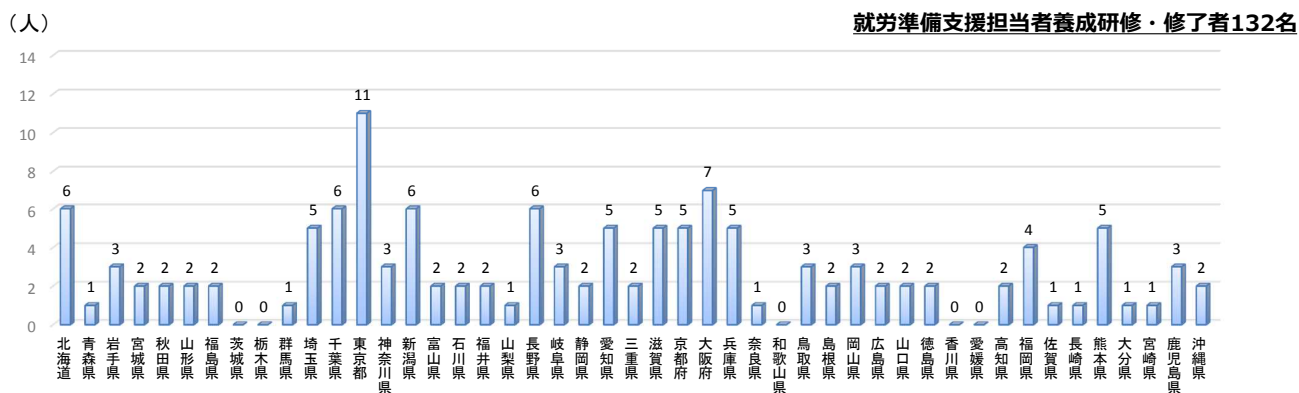
- 平成29年度における生活困窮者自立支援制度人材養成研修の修了者数は、以下のとおり。  
(都道府県別の内訳はグラフのとおり。)

	【修了者数】
①主任相談支援員養成研修	224名
②相談支援員養成研修	429名
③就労支援員養成研修	195名
④就労準備支援担当者養成研修	132名
⑤家計相談支援員養成研修	141名
計	1121名

■ 平成29年度における主任相談支援員、相談支援員、就労支援員養成研修の修了者数（合計）



## 平成29年度における就労準備支援担当者、家計相談支援員養成研修の修了者数



## 1. 参加型研修の形式を取り入れる

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- このため、座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入する。

## 2. 研修企画チームをつくり企画立案する

- 都道府県職員が一人で研修を検討するのではなく、各種支援員等とチームで準備を進める。現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に添ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。  
※ 自治体規模や事業実施主体等に配慮し、多様な人が参加できるようにする。

## 3. 制度の理念と基本姿勢を伝える

- 研修を通じて、制度の理念や基本姿勢を再認識できるようにする。なお、「理念と基本姿勢」というセッションを確立して盛り込む必要はなく、講義や事例検討等の中で理念や基本姿勢を意識できるようにする。

### (参考) 都道府県研修実施のための手引・カリキュラムの活用

- みずほ情報総株式会社による、平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム」を研修の実施にあたっての参考とすることが考えられる。

(参考) <https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/konkyu2017-kenshu.html>

◆ 原則、上記1～3を満たすことが要件となる。

# 研修実施にあたっての工夫点

## 1. 他分野の支援員との合同開催

- 生活困窮者自立支援制度の支援員だけでなく、生活保護や障害、介護、地域共生などの各分野の支援員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。

## 2. 新任者と現任者との合同開催

- 新任者向けの研修だけでなく、現任者と一緒に研修を実施することも効果的である。

## 3. 講師候補者の情報リストの活用

- 講師候補者を確保することが難しい場合には、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークが作成した全国各地の講師候補者の情報リストを参考にして、必要な専門分野の講師を依頼したり、近隣の講師を見つけることができる。

## 4. ブロック単位等の開催

- 複数の都道府県が集まりブロック単位で研修を開催したり、規模を縮小して地域別で開催するといった方法を取り入れる方法も考えられる。

# 平成29年度の人材養成研修からの変更点

- 開催回数の拡充（家計相談支援事業）⇒年2回から年4回に拡充。
  - 自立相談支援事業との一体的実施の必要性や、被保護者を対象とした家計相談支援の事業が平成30年度予算（案）に計上されていることを踏まえ、開催回数の拡充を図る。
- 日程の短縮（就労準備支援事業、家計相談支援事業）⇒4日間から3日間に短縮
  - 研修日程が長すぎるため参加しにくいとの意見があることから、支援員が参加しやすくなるよう、カリキュラムを見直し、日程を3日間に短縮しコンパクトに実施する。

## 【平成29年度】

### ○自立相談支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計960名（3職種合計）

- ・主任相談支援員：240名（年1回開催）
- ・相談支援員：480名（年2回開催）
- ・就労支援員：240名（年1回開催）

※各支援員それぞれ前・後期計6日間の研修を実施予定

### ○就労準備支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計120名（年1回開催）

※4日間の研修を実施予定

### ○家計相談支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計120名（年2回開催）

※4日間の研修を実施予定

### ○担当者研修

※研修予定者：各140名（年2回開催）

※1日間の研修を実施予定



## 【平成30年度】

### ○自立相談支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計960名（3職種合計）

- ・主任相談支援員：240名（年1回開催）
- ・相談支援員：480名（年2回開催）
- ・就労支援員：240名（年1回開催）

※各支援員それぞれ前・後期計6日間の研修を実施予定

### ○就労準備支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計120名（年1回開催）

※3日間の研修を実施予定

### ○家計相談支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計120名（年4回開催）

※3日間の研修を実施予定

### ○担当者研修

※研修予定者：各140名（年2回開催）

※1日間の研修を実施予定